三十二　介護保険法第六十六条第三項の保険料滞納者に係る支払方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情の確認に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該確認に係る保険料滞納者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該確認に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該確認に係る保険料滞納者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
三十三　介護保険法第六十七条第一項又は第二項の保険給付の支払の一時差止めを行う際の特別な事情の確認に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該確認に係る保険料滞納者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該確認に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該確認に係る保険料滞納者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
三十四　介護保険法第六十八条第一項の第二号被保険者（同法第九条第二号の第二号被保険者をいう。次号において同じ。）の保険給付の一時差止めを行う際の特別な事情の確認に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該確認に係る保険料滞納者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該確認に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該確認に係る保険料滞納者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
三十五　介護保険法第六十八条第二項の第二号被保険者の保険給付の一時差止めの記載の削除を行う場合の特別な事情の確認に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該確認に係る保険料滞納者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該確認に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該確認に係る保険料滞納者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
三十六　介護保険法第六十九条第一項の給付額減額等の記載を行う場合の特別な事情の確認に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該確認に係る保険料滞納者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該確認に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該確認に係る保険料滞納者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
三十七　介護保険法第六十九条第二項の給付額減額等の記載の消除を行う場合の特別な事情の確認に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該確認に係る保険料滞納者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ　当該確認に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該確認に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
三十八　介護保険法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施の要件に該当するかどうかの確認に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該確認に係る被保険者（介護保険法第九条に規定する被保険者をいう。以下この号及び第四十四号において同じ。）、要介護被保険者（同法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下この号において同じ。）を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該確認に係る被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該確認に係る被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該確認に係る被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報
ホ　当該確認に係る被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る年金給付関係情報
ヘ　当該確認に係る被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
三十九　介護保険法第百十五条の四十五第一項の介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合の判定に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該判定に係る居宅要支援被保険者等（介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該判定に係る居宅要支援被保険者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該判定に係る居宅要支援被保険者等又は当該居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該判定に係る居宅要支援被保険者等又は当該居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
四十　介護保険法第百十五条の四十五第一項の介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請に係る居宅要支援被保険者等に係る生活保護実施関係情報
ロ　当該申請に係る居宅要支援被保険者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ハ　当該申請に係る居宅要支援被保険者等又は当該居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
ニ　当該申請に係る居宅要支援被保険者等又は当該居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ホ　当該申請に係る居宅要支援被保険者等又は当該居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報
ヘ　当該申請に係る居宅要支援被保険者等又は当該居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者に係る年金給付関係情報
ト　当該申請に係る居宅要支援被保険者等に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報